

ふじよしだ

第138号

議会だより

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

平成29年6月定例会 議員協議会

6月定例会

平成29年6月定例会は、6月14日に開会され、15日間の会期を終えて、28日に閉会しました。

この定例会では、富士吉田市税条例の一部改正などの専決処分報告5件、平成28年度一般会計予算繰越明許費繰越計算書など報告2件をはじめ、富士吉田市個人情報保護条例及び富士吉田市情報公開条例の一部改正、町の区域及び名称の変更について、富士吉田市農業委員会委員に占める認定農業者等の割合について、平成29年度富士吉田市一般会計補正予算第1号、富士吉田市監査委員の選任など人事案件4件、合計15件をすべて可決、承認、同意しました。

なお、議会選出の監査委員には横山勇志議員が選任されました。

任期満了に伴う議会運営委員会委員及び各常任委員会委員の選任、並びに、辞職に伴う、富士吉田市外二ヶ村恩賜林組合議員及び富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙の選任が行われました。

また、正副議長の選挙が行われ、第66代議長に勝俣米治議員が、第64代副議長に前田厚子議員がそれぞれ選出されました。

市政に対する一般質問は3人の議員が行いました。

編集委員の交代がありました。

6月の定例会において、編集委員の交代がありました。市民の皆様に対し、開かれた議会、わかりやすい議会を目指し努力してまいりますので、よろしくお願ひします。

《編集委員会》

●委員長 戸田 元 ●副委員長 渡辺 孝夫

●委員 渡辺 利彦 横山 勇志 前田 厚子

渡辺 大喜

就任あいさつ



議長
長 米 治
勝俣



副議長
前田 厚子

市民の皆様には、平素より市政並びに市議会に對しまして格別のご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

このたび、平成29年6月に行われました第2回定例会におきまして、議員各位のご推挙により議長並びに副議長の重責を担わせていただくこととなり、その職務の重大さを痛感し、身の引き締まる思いであります。議会の果たすべき役割を十分認識し、公正かつ円滑な議会運営に努めて参ります。

さて、人口減少や地方創生への対応は、全国どここの自治体でも喫緊の課題とされております。本市では、定住促進奨励金制度による移住・定住の促進、切れ目のない子育て支援体制の推進、地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会づくりなど、さまざまな施策を実施しているところであります。

今後におきましては、剣丸尾西土地地区画整理事業での企業誘致による雇用の拡大、東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ開催によるキャンピング地誘致、さらには防災対策、環境対策など取り組まなければならない行政課題は多岐にわたっております。

私たち市議会といたしましても、これらの課題により一層の創意工夫と努力を積み重ね、富士吉田市のさらなる発展のために執行機関とともに全力を尽くして参りたいと考えております。

市民の皆様のご信頼と期待にこたえられる議会運営を目指して万全を期して参る所存でありますので、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつといたします。

議会構成が変わりました

定例会最終日の6月28日に、任期満了に伴う議会運営委員会委員及び各常任委員会委員の選任、並びに富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員及び富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙が行われました。

【議会運営委員会】

- 委員長 戸田 元 ●副委員長 渡辺 孝夫
- 委員 渡辺 利彦 横山 勇志 前田 厚子 渡辺 大喜

【総務経済委員会】

- 委員長 羽田 幸寿 ●副委員長 宮下 宗昭
- 委員 奥脇 和一 渡辺 孝夫 戸田 元 及川 三郎 小俣 光吉

【文教厚生委員会】

- 委員長 桑原 守雄 ●副委員長 渡辺 貞治
- 委員 渡辺 幸寿 勝俣 米治 秋山 晃一 前田 厚子 渡辺 新喜

【建設水道委員会】

- 委員長 鈴木 富蔵 ●副委員長 渡辺 大喜
- 委員 太田 利政 渡辺 利彦 横山 勇志 勝俣 大紀

【富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員】

(補欠選挙)

- 渡辺 新喜(下吉田地区) 鈴木 富蔵(下吉田地区)
- 宮下 宗昭(明見地区)

【富士五湖広域行政事務組合議会議員】

(補欠選挙)

- 太田 利政 渡辺 孝夫 渡辺 利彦
- 渡辺 幸寿 勝俣 大紀 宮下 宗昭

表彰

先に開催されました全国市議会議長会及び山梨県市議会議長会の各総会において、永年勤続30年特別表彰を太田利政議員が、永年勤続10年一般表彰を及川三郎議員、渡辺幸寿議員、勝俣米治議員、横山勇志議員がそれぞれ表彰され、今定例会に先立って表彰状と記念品の伝達が行われました。



渡辺幸寿議員



及川三郎議員



太田利政議員



横山勇志議員



勝俣米治議員

6月定例会 会期日程

日程	内容
6月14日	本会議 (開会) ○会期の決定 ○報告案件の承認等 ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託 本会議 ○市政一般質問 総務経済委員会 ○付託議案の審査 文教厚生委員会 ○付託議案の審査 本会議
20日	本会議 ○各委員長からの報告 ○追加議案の提出と説明 ○各議案等の採決 ○議会運営委員会委員の選任 ○常任委員会委員の選任 ○恩賜林組合会・広域行政事務組合議会各議員の補欠選挙 ○正副議長の選挙 (閉会)
23日	本会議 ○各委員長からの報告 ○追加議案の提出と説明 ○各議案等の採決 ○議会運営委員会委員の選任 ○常任委員会委員の選任 ○恩賜林組合会・広域行政事務組合議会各議員の補欠選挙 ○正副議長の選挙 (閉会)
26日	本会議 ○各委員長からの報告 ○追加議案の提出と説明 ○各議案等の採決 ○議会運営委員会委員の選任 ○常任委員会委員の選任 ○恩賜林組合会・広域行政事務組合議会各議員の補欠選挙 ○正副議長の選挙 (閉会)
28日	本会議 ○各委員長からの報告 ○追加議案の提出と説明 ○各議案等の採決 ○議会運営委員会委員の選任 ○常任委員会委員の選任 ○恩賜林組合会・広域行政事務組合議会各議員の補欠選挙 ○正副議長の選挙 (閉会)

◇議案審議◇

報告案件・即決案件の内容

●報告第2号

専決処分報告について
(富士吉田市税条例の一部改正)

【内容】

「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」の施行に伴い、軽自動車税の特例措置の見直し等を行うため、所要の改正を行ったもの。

●報告第3号

専決処分報告について
(富士吉田市国民健康保険条例の一部改正)

【内容】

「地方税法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、軽減判定所得の算定方法を変更するため、所要の改正を行ったもの。

●報告第4号

専決処分報告について
(富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

【内容】

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の一部を改正する政令」の施行に伴い、補償基礎額の加算額等を変更するため、所要の改正を行ったもの。

正を行ったもの。

●報告第5号

専決処分報告について
(平成28年度富士吉田市一般会計補正予算第6号)

【内容】

歳入歳出からそれぞれ6150万円を減額し、総額を229億9429万7千円としたもの。

歳入では、財政調整基金繰入金3億1357万1千円、地方交付税1億2312万9千円を増額し、市債4億9820万円を減額、歳出では、下水道事業特別会計繰出金6150万円を減額したもの。

●報告第6号

専決処分報告について
(平成28年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第2号)

【内容】

歳入歳出からそれぞれ8250万円を減額し、総額を14億5156万9千円としたもの。

歳入では、一般会計繰入金6150万円、市債1100万円、下水道費国庫補助金1千万円を減

額、歳出では、総務管理費5050万円、下水道整備費3200万円を減額したもの。

●報告第7号

平成28年度富士吉田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

【内容】

「財産管理事業」外5件1億8295万6320円を翌年度へ繰越したもの。

●報告第8号

平成28年度富士吉田市水道事業会計予算継続費繰越計算書について

【内容】

新屋第2配水池用地取得事業1万4千円を翌年度へ繰越したもの。

●議案第28号

富士吉田市農業委員会委員に占める認定農業者等の割合について

【内容】

委員の任命に当たり、認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合が委員の過半数に満たないため、当該割合を4分の1以上とすること。

●議案第30号

富士吉田市監査委員の選任について

【内容】

委員の渡辺孝夫氏の後任に、富士吉田市上吉田4508番地の31、横山勇志氏を選任するもの。

●議案第31号

富士吉田市農業委員会委員の任命について

【内容】

富士吉田市農業委員会委員の任命であり、平成29年7月14日をもって任期満了となるため、富士吉田市富士見三丁目1番17号、渡邊孝治氏、富士吉田市上吉田五丁目10番18号、藤井與三郎氏、富士吉田市大明見五丁目2番5号、宮下アサミ氏、富士吉田市大明見四丁目10番1号、加々美和也氏、富士吉田市新屋332番地、小俣俊子氏、富士吉田市富士見二丁目2番35号、小野利壹氏、富士吉田市上暮地七丁目5番10号、滝口信夫氏、富士吉田市富士見三丁目1番16号、渡邊和英氏、富士吉田市松山二丁目3番21号、

佐藤万吉氏、富士吉田市下吉田東四丁目28番21号、羽田善行氏、富士吉田市上吉田1363番地の1、小俣創氏、富士吉田市下吉田963番地、大川豊氏、富士吉田市向原一丁目13番6号、梶原久氏及び富士吉田市下吉田二丁目2番25号、田邊綾子氏を任命するもの。

●議案第32号

富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

【内容】

委員の宮下公明氏及び勝俣善明氏の後任に、富士吉田市大明見一丁目14番43号、桑原正三氏及び富士吉田市小見四丁目2番6号、勝俣重信氏を選任するもの。

●議案第33号

人権擁護委員の推薦について

【内容】

富士吉田市小見二丁目20番18号、舟久保真由巳氏を法務大臣に対し推薦するもの。

委員会の審査から

□総務経済委員会

□文教厚生委員会

総務経済委員会

●審査案件

①議案第26号

富士吉田市個人情報保護条例及び富士吉田市情報公開条例の一部改正について

②議案第29号

平成29年度富士吉田市一般会計補正予算（第1号）

●審査結果

①本案は、「富士吉田市個人情報保護条例及び富士吉田市情報公開条例」の一部改正でありまして、「行政機関等の保有する個人情報等の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するため関係法律の整備に関する法律」等の施行に鑑み、個人情報等の定義の明確化等を行うため、所要の改正を行うものであり、妥

当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

②本案は、平成29年度富士吉田市一般会計補正予算第1号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ1億3873万1千円を追加し、総額209億7873万1千円とするものであります。

歳入では、指定寄附金1億円、教育文化振興基金繰入金2800万円、前年度繰越金433万1千円等を増額するものであります。

歳出では、教育文化振興基金管理事業1億円、生徒就学援助・奨励事業1100万円、児童就学援助・奨励事業700万円等を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

文教厚生委員会

●審査案件

①議案第27号

町の区域及び名称の変更について

●審査結果

①本案は、町の区域及び名称の変更でありまして、「浅間町、新町、宮下町、泉町地区」の住居表示につきまして、新町名を、浅間町は浅間一丁目及び二丁目に、新町は新町一丁目から四丁目までに、宮下町及び泉町は下吉田三丁目にしようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、今後変更予定の上吉田地区は、宿坊の町、御師の町、富士山と共にある町であり、富士吉田市のシンボルでもある金鳥居の上には、「宿」のつく自治会

もある。今後の協議において、「宿」について考えていって欲しいとの要望がありました。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね9月中を予定しています。

市政一般質問 6月

《抜粋》

秋山 晃一 議員



①放課後児童クラブについて

●1回目の質問

今年4月以降の放課後児童クラブの状況だが、放課後児童クラブに入所を希望しながら入所できなかった。もしくは前年度は入所となっていたが4月からは入所できないということが起きているというのを聞いている。まず、入所できない理由、経緯はどのようなものなのか、また、対応については現在どのように考え、どのような手立てを打っているのか。

次に、今年度新設のクラブの一つは下吉田第二小学校内につくられる学童保育と聞いている。この児童クラブについてどのような形で開設となっているのか現段階での状況をお聞かせ願う。

次に、前回子どもたちが放課後の時間を過ごすのに暑さや寒さを緩和することなど、ここは十分と感じられる改善点をいくつか述べた。今年度を運営するにあたって、それらの点について検討はされたのか。とりわけ、これからの時期の問題として長時間保育となる夏休みの過ごし方も含めて、暑さ対策についてはどのように取り組まれているのかを答弁願う。

また、手洗いの場所とトイレについてだが、中学校のトイレの改修が進んできた。同じような考えで、児童が使う放課後児童クラブの開設場所についても改修等も含めて考えていくべきではないかと考えるが、いかがか。

●1回目の市長答弁

放課後児童クラブへの本年度の入所状況についてであるが、下吉田第二小学校の放課後児童クラブへの申込みが定員を大幅に超えた

ことにより、受入れができなかった状況であった。そこで、保護者の就労状況等を確認し、子育て支援センターへ一時的に通っていたり、御協力をお願いしたところである。

次に、下吉田第二小学校内の放課後児童クラブ開設に向けた状況についてであるが、本年度、夏休みを利用した教室の改修工事を行い、2学期には受入れができなかった児童の入所を行う予定である。

次に、放課後児童クラブの施設改善についてであるが、各施設の状況を把握する中で現在、関係課や自治会とその対応について検討している。

また、暑さ対策については、現在、熱中症対策として指導員が子どもたちに対してこまめな水分補給を促し、加えて扇風機やカーテンを設置するなどの工夫をしている。今後においても、指導員や関係課と協議し、子どもたちが過ごしやすい環境整備に努めて参る。

次に、手洗いの場所とトイレについてであるが、関係課や自治会の協力のもと、和式トイレのみの施設については、洋式トイレを設けるなど順次改修を実施して参る。

●2回目の質問

開設の用途だが、平成30年であるという答弁もあり、そのように認識している。一方、同じ答弁の中で

希望するすべての児童の入所について「来年度は放課後児童クラブを13カ所から15カ所に増やし、利用を希望するすべての児童が入所できるようにしていく」と答弁されている。昨年の12月議会での答弁であるから、来年度とは当然、平成29年度と理解したわけだが、ここはいかがか。すでに吉田小学校区に放課後児童クラブを一カ所増やされていると聞いているが、下吉田第二小学校内につくられる放課後児童クラブとあわせて2カ所ではないのか。放課後児童クラブの新設について整理して答弁願う。

次に、保護者にとつては夏休みの過ごし方が気がかりで、約1カ月の間、不安を抱え、夏休みを家で過ごすのは困るから放課後児童クラブへの入所を希望した。という保護者もいると聞いている。受け入れが出来なかった児童が下吉田第二小学校の児童だけであつたら多面的に対策を考えて、夏休みの受け入れをはかっていく考えはないのか。

放課後児童クラブの施設改善について、放課後児童クラブの場所となつた公共施設については、新しいがゆえに改善が必要などところがあるかもしれないので、重点的に取り組んでいただきたいと考えるがいかがか。

●2回目の市長答弁

まず、昨年12月定例会において答弁申し上げた、放課後児童クラブの新規開設についてであるが、答弁では2つのことについてお答えをした。

第1として、平成30年度を目途に、すべての小学校の校内に放課後児童クラブを開設することである。

そこで、現在、下吉田東小学校、下吉田第二小学校の2校が未設置であることから、まず、本年度においては下吉田第二小学校の校内で開設の準備を進めているところである。

第2として、本年度までに放課後児童クラブの総数を13カ所から2カ所増やすということである。

まず、上吉田コミュニティセンターについては、昨年8月に吉田西小学校の校内に新設したことに伴い閉所したが、本年4月からは新たに吉田小学校区の施設として開所したこと、また、先ほどの下吉田第二小学校の校内への設置を含め、全体では15カ所とするものである。

次に、下吉田第二小学校児童の夏休みの受け入れについてであるが、長期休暇中の受け入れについては、保護者の送迎が基本となつている。このため、夏休みの期間においては、保護者の皆様に御協力をお願いし、子育て支援センターにて受け入れを実施して参りたい。

次に、施設改善についてであるが、関係課や自治会と協議し、子どもたちが過

ごしやすい環境整備に努めて参る。

●3回目の質問

夏休みという長期の間、子どもたちの過ごし方について検討し、その結果、子育て支援センターでの受け入れという考えが示された。まず、その考えの中に指導員の配置はどのように考えているのかを答弁願う。

また、子育て支援センターではどうしても小学校から遠く、プールなどに行くことを考えると不安な要素があると考えられる。支援センターより学校に近い場所であり、ということの検討はされなかったのか。この点についても答弁願う。

●3回目の市長答弁

まず、子育て支援センターにおける夏休み期間中の受入体制については、受け入れられる児童数が確定した段階で適正に指導員を配置して参りたい。

次に、開設場所の検討についてであるが、一時的な期間でもあることから、施設環境が整っている子育て支援センターで実施していくこととしたものである。

②国民健康保険について

●1回目の質問

平成30年度、2018年4月より国保の都道府県単位化となる。

この制度では国保財政の流れは県が国保事業に必要な費用を市に「納付金」として割り当て、市は住民に保険税を賦課・徴収し、集めた保険税を県に「納付」する。そして県は保険給付に必要な財源を「交付金」として市に拠出する。つまり新制度のもとでは、市がこれまでだけ国保税を課すかは県からどれだけ「納付金」を割り当てられるかに左右されることになる。さらに新制度では県が市に「納付金」の負担額を提示する際に「標準保険料率」を公表することになっている。

と考えるが、市長の見解はいかがか答弁願う。次に、新制度の仕組みにより、保険税の引き上げ、ということにもつながるのではないかと考えられる。このような事態を避けるためにどのような考えを持っておられるのかお示し願う。次に、県の国保運営の協議の中で、標準保険料率についてはどのような考え方が示されているのか明らかにしていただきたい。次に、市が県に納める国保事業費納付金について概算の金額が示されているのかどうか、その金額によって国保税額はどのように変わるのか、あるいは示されていない場合は今後の作業の見通しはどのようなものか明らかにしていただきたい。

●1回目の市長答弁

まず、新制度のもとでも保険料率や予算の決定、法定外の繰入れを行うかについてであるが、いずれも市の権限事項である。保険料率及び予算については県から示された標準保険料率を参考に決定することとなる。また、一般会計からの法定外の繰入れについては、窓口無料化のペナルティへの繰入れ以外の繰入れは認められていない。次に、新制度は保険税の引上げに繋がるかについては、現段階においては、県の国保事業費納付金額が示されていないことから、

ら、本市における保険料率の増減は決定していない。次に、標準保険料率についての県の考え方についてであるが、平成30年度において保険料率の全県一本化は行わず、当面は県が各市町村にそれぞれ医療費水準及び所得水準に基づく標準保険料率を示すこととなっているので、各市町村ではこれを参考として保険料率を決定することになる。次に、平成30年度国保事業費納付金についてであるが、具体的な金額が確定するのは年明けとなる。

●2回目の質問

県から示される標準保険料率だが、県による「あるべき保険料水準」の提示は、一つは「標準保険料率」が「年齢調整後の医療費」をもとに算定されることである。他の市町村より「標準保険料率」が高いとなれば「給付費の高さ」が際立つようになり、「医療費の削減」を強く求められるようになる。もう一つは県によって示される被保険者数に応じた「標準的な収納率」である。実際の収納率が「標準的な収納率」より低ければ収納対策の強化を迫られることになる。このような認識は持つておられるのか、市長の見解をお聞きする。

行うことを認めている。新制度においても一般会計からの繰り入れをどうするかということについては、それぞれの自治体が判断すること、というのが厚労省の見解である。この点についてはどのような見解をお持ちなのか答弁を求めます。次に、これから標準保険料率、国保事業費納付金が示されていくと思うが、それはどのような時期に、どのような形で議会および市民の皆さんに知らせていく考えなのか答弁願う。

●2回目の市長答弁

まず、標準保険料率と標準的な収納率を県が示すことに伴い、医療費の削減や収納対策の強化を求められることへの認識についてであるが、医療費の増大は国保財政に大きな負担を及ぼすことから、健診や疾病予防など市民の皆様が健康施策の充実が今後ますます重要になるものと考えられ、また租税負担の公平性の観点から収納対策についても適切に取り組む必要があるものと認識している。

したがって、保険税を下げる目的での一般会計からの法定外繰入れについては、国民健康保険の制度上から、また、社会保険加入者等との公平性の観点から行うべきではないと考えている。次に、標準保険料率及び国保事業費納付金についてであるが、その具体的内容は年明けに決定する。その結果、税率改正を伴う条例改正等の手続きが必要な場合には、来年3月の定例会においてその内容をお示しすることになると認識している。

●3回目の質問

国民健康保険の構造的な問題の解決は公費負担を増やすしかない。政府も2015年度から実施している「低所得者対策」に、引き続き1700億円の支援を行っている。それに加えて、「子どもの被保険者が多い自治体への支援」「財政安定化基金の造成」「保険者努力支援制度の創設」などに1700億円、合計3400億円の公費支援が行われる。

また、国庫負担を増やすことについてはどのような認識を持たれ、どのようにはかられるのか答弁願う。次に、国庫負担を増やすことに対する認識についてであるが、国においては、3400億円の公費を投入することとしており、この財政支援により結果的には保険税の引上げが抑制されるものと認識している。また、これまでにも全国市長会などを通じて、国の財政支援の拡充や更なる国民健康保険財政基盤の強化を要望しており、今後においても、定められた規定に基づき本市の国民健康保険財政の安定的な運営に努めて参る。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね9月中を予定しています。

市政一般質問 6月

《抜粋》

前田 厚子 議員



① 防犯カメラの設置について

●1回目の質問

新学期が始まったばかりに、千葉県で小学3年生の女児が遺体で発見された事件があった。この事件は、死体遺棄容疑で逮捕された容疑者が、見守りを率先していた小学校の保護者会の会長だったという、決してあってはいけない、とても残念な事件であった。

今までのように地域の大人や学校が子ども達を守るだけでは充分ではないと、子どもが自分の身を守る知恵と力を、小さいうちから学ぶ必要があると言われている。そこで、3点お聞きする。

1点目、市では、こうした地域や保護者の不安の声に更なる防犯の強化が求められているが、今後どのような対策を考えているのか。市の考えをお聞かせ願う。

2点目、防犯カメラの設置に関しては、平成26年の6月議会で、先輩議員が質問をされた。あれから3年が経ち社会も大きく変わったが、市が検討された内容と進捗状況をお聞かせ願う。

3点目、防犯カメラは、子ども達の安心・安全のみでは無く、高齢社会で大きな問題になっている認知症の方の徘徊にも大きな役割を果たすと言われている。

先日、警察署の防犯課にも行き、話を聞いてきた。現在、各市町村に防犯カメラの設置の推進をしており、富士吉田市は、郡内でも一番大きな地域であり、それだけ子どもの数も多いので特に推進していきたいと同った。小中学校や保育園、幼稚園の出入り口や通学路に防犯カメラの設置を要望したいが、市長は、防犯カメラの設置について、どの

ように考えているのか、お聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

まず、1点目の今後の防犯対策についてであるが、これまでも市内の保育園、幼稚園児に対し、楽しみながら防犯について学ぶことができる啓発品の配付や保育園、幼稚園に加え市内小学校でも防犯教室を実施しており、今後においても、わかりやすく、工夫を凝らした内容で防犯教育に努めていく。

次に、2点目の通学路への防犯カメラに関する検討内容等についてであるが、全国の自治体のデータを収集し調査した結果、これまでは費用面やプライバシーの侵害などの理由から、通学路に防犯カメラを設置している自治体は少ない状況であった。本市の周辺自治体では、公共施設、主要道路、交差点等への設置例はあるものの、通学路等への設置については確認されていない。

先進事例を踏まえ、今後、総合的な検討結果を取りまとめた上で適切な時期に議会に報告したいと考えている。

次に、3点目の防犯カメラ設置に対する考えについてであるが、子どもの安心・安全だけでなくそれ以外の犯罪防止など、多様な目的に効果があるものと認識し

ているので、既に市役所庁舎、市立病院、学校施設、道の駅などの各公共施設の敷地及び施設内に現在173台の防犯カメラを設置している。

今後、さらに設置が必要となる施設や場所などについて、専門性を有する警察署の防犯担当と協議を行いながら、さらなる効果が期待できるよう防犯カメラの設置について検討していく。

●2回目の質問

防犯カメラの設置に関して、周辺の自治体また先進事例をふまえ適切な時期に報告するとの答弁だが、出来れば、その際に、設置計画や運用に関する要綱なども検討の中に含めていただけないか。

●2回目の市長答弁

防犯カメラの設置計画については、周辺自治体における設置状況や先進事例の検証、また警察署などの関係機関との協議を踏まえ、設置に関する方針を検討していく。

また、運用に関する要綱については、設置に関する基本的な規定のほか、プライバシー保護の観点から画像データの取扱いなどの規定も明確にしておく必要があるため、設置に関する方針と併せて策定していく。

② 国保のペナルティの廃止によって生ずる財源の活用について

●1回目の質問

平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成について、昨年の12月厚生労働省より通達があったと思う。そこで、平成30年度に向け、今後の少子化対策として、本市が取り組むべき課題は何かと考えてみた。

1点目、本市を取り巻く市町村、忍野村・鳴沢村・富士河口湖町で、すでに高校3年生までの医療費窓口無料化が実施されている。山中湖村・都留市においても、窓口の無料化ではないが、償還払いによる医療費の助成が、実施されるようになった。

このような近隣の情勢を見ても、いよいよ本市においても高校3年生までの医療費の助成を考える時が来たと思うが、いかがか。

高校3年生までの医療費の窓口無料化を実施すると、新たな国保のペナルティが、発生することになる。

何故、国がこのようなペナルティを自治体に課したかという点、住む場所によって患者の自己負担に差があつてはいけないと、公平の観点からこのような施策を実施したものである。

医療費に関しての取組みは、段階的に、償還払いによる助成、そして、次の段階に行く時には、高校3年生までと言ってくりを取り払い18歳までとして、今なお、窓口無料ではない「重度心身障がい者」の方の医療費と共に18歳までの医療費窓口無料化へ進んでいくべきだと思つた。

今後の、このような考え方に對しての市長の考えをお聞かせ願う。

2点目、生活困窮の調査で行き着くところは、低所得者対策である。現在の要保護・準要保護世帯の給食費の免除と共に1人当たりの給食費が小学校であるならば281円が240円に、中学生が321円が265円にと、その差額を現在、市が助成している。

今後、一人当たりの給食費の助成も2割弱から3割・4割へと今後のペナルティの廃止によって生じた財源に準じた助成をしていくことは、本市でも考えるものと思つた、いかがか。

3点目、平成30年といつても来年の事である。少子化対策で、ペナルティが廃止されて生じた財源をいかして市が取り組まれる事業が他にあつたらお聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

まず、1点目の公平の観点からの医療費助成につい

であるが、本市においては、国の基準を上回る施策を展開しており、また、福祉行政全体としても、本市は近隣町村に比べ充実した内容となっている。

これは「単に他市町村が行なっているから」という考えで進めているわけではなく、市民のために必要と思える施策を十分に検討し、限られた予算を充当していくという基本的な考えに基づくものである。

子ども医療費の助成については、保護者の経済的負担軽減を図り、子どもの病気の早期発見や早期治療に繋げ、重症化させないための重要な施策と考えている。低所得世帯の子どもであっても、安心して医療を受けられるようにすることが目的である。

次に、2点目の給食費についてであるが、国民健康保険のペナルティ廃止により生じる財源を給食費に充てる考えはない。

次に、3点目のペナルティの廃止により生じる財源の活用についてであるが、この財源については、少子化対策の拡充に充てるとし、若い世代の定住・子育ての施策に活用していく。

●2回目の質問

若い世代の定住・子育ての施策とあるが、このペナルティの本市の財源は、およそ一千万円と聞いている

が、まずどのような事から始めるか、お聞かせ願う。

●2回目の市長答弁

ペナルティの廃止により生じる財源の活用については、少子化対策推進のため、まずは、地域創生総合戦略で掲げた「結婚の希望をかなえる出会いの場の創出」、「安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備」などの施策を中心に取り組んでいきたいと考えている。

③富士吉田市立病院のレストランの閉鎖について

●1回目の質問

「富士吉田市立病院」は地域医療再生の中核とされ、富士北麓地域において、唯一の公立総合病院として、また、富士・東部医療圏の中核病院として現在に至っている。

今まで医療と共に来院された皆さまに利用されていたレストランが今年の3月31日をもって閉鎖された。このレストランの再開を求め質問する。

1点目、先の予算委員会では、「ちよつと閉鎖になる。」と繰り返し答弁をされていたが、これは、「しばらくの間閉めますが、また再開しますよ」とも聞こえる。実際はどのように結論が出されたか。3月31日の閉鎖

に至った主な経過・理由をお聞かせ願う。

2点目、外来にきた方や患者の家族だけでなくドクターや職員の方が利用され、売店のお弁当を充実させるだけで、今まで利用していた方のニーズに比べられるのか。

3点目、現在、テーブルとイスが、閉められたレストランの前の通路に休憩や食事をするために幾つか置かれている。車イスの方には、狭く使い勝手の悪い状況である。レストランが再開されない限りは、この体制が継続されるのか。

4点目、レストランの運営は、病棟の食事と同じ業者に外部委託されていたはずである。今後レストランだけ運営していただく業者を募集しての再開は、考えられないか。

●1回目の市長答弁

まず、1点目のレストラン閉鎖に至った経過・理由についてであるが、昨年度において受託会社から「従業員の欠員」、「解消できない赤字」という理由で契約できない旨の文書が提出された。

病院としても、病院を利用される皆様方の利便性確保を念頭に、営業を継続するよう受託会社と協議を重ねたが、問題を解消することが困難であることから、本年3月末をもって閉鎖す

ることになった。

次に、2点目のレストランを利用されてきた方のニーズに比べられるのかとの質問だが、売店において昼食用の弁当を増やすことや、これまで椅子、ソファのみであった売店前に飲食等がしやすいようにテーブルを設置したこと、また、レストラン前の有効スペースをパーテーションで区切り、飲食・休憩場所とすることなどの対応を図っている。

次に、3点目の現状での対応の継続及び4点目のレストランの再開についてであるが、飲食、休憩に際しては、3階から5階にあるデイルームも利用できることを引き続き周知していくことに加え、これまで対応した場所についても、さらに工夫や検討を重ねていく。

また、レストランの再開については、受託会社からの撤退理由を踏まえる中で、再開することは困難なことと考えている。

今後のレストランスペースについては、診察・検査など、現在の売店スペース拡充を含め、病院全体で検討をしているところである。

●2回目の質問

1点目、今まで病院を利用されていた皆さまのことを本心に考えて、閉鎖という結論を出したのか。レストランと病棟の食事を作っている業者は同一の業者と

伺っているが、レストランを閉鎖しても病棟の食事は継続して頂けるのか。

2点目、私のところにも何人もの方から「家族の手術を待っているときは、長時間になるので、デイルームだけではなくレストランを使いたい。」「出来ればかりの休憩所で食事を取ったが、陽が差してとても暑く、ゆつくり食事をとれる環境ではない。もしインフルエンザなどが流行った時、あの場所ですぐに閉鎖していいの。」「など声をいただいている。病院の方にも同様の声が届いていないか。

3点目、売店に聞いたところ、30食ほどお弁当を増やしたとの事だが、このお弁当が完売されているうちはいいが、しばらくして売れ残るようなことでは、売店に大変な迷惑をかける結果になると思うが、いかがか。

4点目、病院の中にある看護師さん達のお子さんの託児所にも、昼食やおやつを提供もされていたと思うが、この対応は、どのようにされるのか。

●2回目の市長答弁
まず、1点目の病棟の食事についてであるが、入院患者にとつての食事は、治療の一環であり当然に継続していく。

次に、2点目の利用者の声についてであるが、レストランを利用される一般の

方が少ない状況であったことから、前田議員が指摘するような閉鎖に係る具体的な意見はいただいていない。

次に、3点目のお弁当の売れ残りについては、業者の経営問題であり、私が発言すべき事柄ではないものと考えている。

次に、4点目の病院内保育室への昼食についてであるが、以前から一部、契約をしていた別業者にて対応をし、おやつについては院内売店にて調達をしている。

いずれにしても、市立病院の目的の第1は、地域住民に必要な医療を提供することであり、市立病院においても、現在の多様化・高度化する医療環境に合わせ、診療部門を強化していく必要があるものと認識している。

したがって、市立病院の今後の運営やレストランを取り巻く厳しい状況などを総合的に検討した結果、診療部門の強化を犠牲にしてまでも、付帯施設であるレストランを継続運営すべきではないと判断したものである。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね9月中を予定しています。

市政一般質問 6月

《抜粋》

渡辺 新喜 議員



①おもてな市富士吉田としての取り組みについて

●1回目の質問

「おもてなし」とは、日本独自の文化に基づいた待遇やサービスを表し、まさしく日本のこころを象徴的に表現する言葉である。富士吉田市が行なっているいくつかの政策について「おもてな市富士吉田」として、今後、如何に取り組んでいくのかをテーマに質問する。

今年も新倉山浅間公園は、さくらの開花時期を中心に国内外から多くの来園者が訪れ大変な賑わいをみせている。

そのような中、来園者が急増する春先には周辺道路

で交通渋滞が発生し、住民生活にも少なからず支障をきたし、今後、来園者の更なる増加も予想されることから、周辺地域の渋滞緩和に向けた施策を早急に講じることが必要だと考える。

また、公園を訪れた高齢者や障害者の方からは、「せっかく忠霊塔からの絶景を楽しみにして来たのに、長い階段や坂道を登るのが大変で上まで行くことが出来なくてとても残念だ。もっと手軽に登ることができれば嬉しいのに」と、この声も多く聞かれた。

新倉山浅間公園が、今後、さらに人にやさしくより魅力的な観光地となっていくために必要と思われる整備計画等について、堀内市長の考えをお聞かせ願う。

次に、ふるさと納税について、本市においても地場産品を中心とした返礼品の品揃えの工夫と積極的な取り組みによって、寄附金額は昨年度飛躍的に増加し、市の財源確保におおいに貢献しているところである。

また、このことは本市の魅力力を全国的にPRし、より多くの方々が本市のファンになって頂ける絶好の機会であると認識している。

ふるさと納税を今後どのように推進していくのか、また寄附された方々が真に本市のファンになって頂くためにどのようなおもてなしの施策を行なっていくのか、市長の考えをお聞かせ願う。

次に、数年後に迫ったラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックにおけるラグビー競技の事前合宿地誘致に関してだが、世界的な国際大会の事前合宿地を2年続けて誘致し、国内外から多くの方々をお迎え出来ることは、まさしく「おもてな市富士吉田」を内外に発信し、わが市の知名度を高め、地域を発展させていくためのまたとない好機である。

そこで、ラグビー競技の事前合宿地誘致を成功させ、それをこの地域の活性化に繋げていくために、今後、本市として取り組むべき課題や施策について市長の考えをお聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

まず、新倉山浅間公園の今後の整備計画等についてであるが、下吉田駅から歩いて公園へ向かう観光客の数も増加しており、昨年度、下吉田駅から公園への約2

80mの区間において、忠霊塔からの富士山の絶景の写真を埋め込んだインターロッキング舗装を施した。多くの方々から好評をいただいていることから、今後、神社入口の表参道まで整備を延長していく。

また、山梨県が実施する入山川河川改修整備において、表参道手前の浅間橋の拡幅等を含め、早期完成に向け県に強く要望していく。

来園者の増加に伴い、現況のトイレ数では依然として不足している状況であるので、新倉山浅間公園駐車場に新たにトイレを整備していく。訪れる方にやさしい、魅力的な観光地となるよう、公園の将来像を見据えた更なる整備を検討していく。

次に、ふるさと納税についてであるが、本市においては、平成27年7月のまちづくり部新設と同時に本格的な取り組みを始め、昨年度には、納税者への満足度調査や寄附金の使い道などをお知らせする「ふるさと定期便」を発行するなど、他の自治体との差別化を図ることで、延べ2万2011件、総額7億6643万776円の御寄附をいただいた。

さらに本年4月には、増加する全国からの寄附者に対する細やかな対応と本制度による地域活性化を図るため、「ふるさと納税推進室」を新設し、体制を強化した。

今後とも地域事業者と連携し、地元特産品のPRによる販路拡大や異業種のマッチング等による新たな商品開発など、制度を活用した地元経済の活性化に取り組んでいく。

また、寄附者の皆様に対するおもてなしの施策についてであるが、本市へ寄附をしていただいた皆様は、大切な市民であると考えており、本年度から寄附者の皆様に対象とした「ふるさと納税大感謝モニターツアー」を実施している。返礼品を送付するだけでなく、寄附者の皆様との繋がりを大切にし、交流人口の拡大にも繋がると考えている。

次に、ラグビー国際大会のキャンプ地誘致における本市として取り組むべき課題や施策についてであるが、多くの観光客の集客が見込まれることから、市民・関係団体・民間企業などと連携して「おもてな市富士吉田」の心でお迎えし、スポーツ・文化・観光・産業など様々な分野の交流活動や地域活動に結び付け、いかに本市の地域振興に繋げていくかが重要であると考えている。

国からの認定を受けた「ホストタウン交流計画」を実施するため、本年3月、官民共同の富士吉田市ホストタウン推進事業実行委員会を設立するとともに、詳細な協議を行うため、専門部会を庁内に設置したところ

である。

本計画の中でも特に、織物関係者とフランス人デザイナーとの連携による本市織物業材を使った商品の協同製作について、フランスラグビー協会公認の旅行代理店による新たな旅行商品の開発やフジサンセブンスへのフランスラグビークラブチームの定期的な参加など、現在、関係者と協議を進めている。

いずれにしても、この二つの国際大会のキャンプ地誘致をきっかけに、本市の交流人口の拡大を図り、地域の活性化や観光振興等に結び付け、大会後のレガシーとなるよう鋭意取り組んでいく。

●2回目の質問

新倉山浅間公園を訪れた方々からも好評を博しているインターロッキング舗装について、下吉田駅に降り立つ多くの観光客をまちなかへ誘導する施策として、本町方面へ延長していくことも地域の活性化にとつて大変有効であると考えているが、市長の考えをお聞かせ願う。

周辺地域の渋滞緩和に向けた道路拡幅等の施策についても対応していく考えがあるのかも聞かせ願う。

施策を講じていく考えがあるのか。また将来的には、リフトやケーブルカーのような施設を設置していく考えがあるのかについても併せてお聞かせ願う。

新倉山浅間公園をさらに魅力ある観光地として整備していくためには、県や地元、さらには民間事業者などとも綿密に協議し、お互いに知恵を出し合い、有機的な連携を図っていくことも必要であると考えますが、そうした連携のかたちについて市長の考えがあればお聞かせ願う。

観光客の増加を地域経済の活性化に繋げていくには、訪れた方々が如何にその地域に留まって頂き、お金を落とすことが重要であり、市内における宿泊施設の充実が喫緊の課題であると言える。

民泊は、観光地としての魅力を高めると共に個人の資産活用にも道を開き、現在、問題となつていく空き家対策としても有効な手段であると言われている。

今後、観光客の受け皿として民泊も含めた宿泊施設の充実に向けてどのような対策を行なっていくのか市長の考えをお聞かせ願う。
日本を訪れる外国人観光客はここ数年飛躍的に増加している。本市においても、富士山の世界文化遺産登録を始め、新倉山浅間公園忠霊塔の人気、また二つの国

際大会のキャンプ地誘致による効果に伴い、外国人観光客は、今後さらに増加が見込めるものと考えられる。

市内にも、外国人の方とのふれあいを求めて積極的に外国語を習ったり、また現役を退いたシルバード世代の方の中にも、かつて養った語学力を活かして活動したいと希望する方がいると聞いている。こうした方々が外国人旅行者などといふあい、交流できる場所やこの地域の歴史や文化また人気スポットなどを案内する市民コンシェルジュとして活動できる機会を設けることも、「おもてな市富士吉田」をアピールすることに繋がると考えるが、市長の考えをお聞かせ願う。

また、個人経営の店舗においては、多言語表示のメニューや商品ポップ等の必要性は認識していても、そのやり方が分からずに苦労している経営者の方もおられる。そうした方々をサポートしていく取り組みも必要であると考えますが、そのことについての考えをお聞かせ願う。

次に、ふるさと納税についてだが、寄附者の皆様を対象にしたモニターツアーの実施については、本市の魅力や地場産品の製造者などとの交流を通して「おもてなし」ができる格好の機会であると思う。実際に寄

附者が寄附をした自治体を訪れ、そこで消費活動を行なうことが、より直接的に地域の活性化に繋がるといふ考え方があられる。そうした観点からも、体験型の返礼品を企画検討していくことが必要であると考えますが、市長の考えをお聞かせ願う。
また、これからは自治体の事業に対して、個人が応援していくというふるさと納税の本質的な目的に立ち返り、返礼品の額がたとえ低くても、魅力的な政策や事業を積極的に発信していくことに力点を置くことも必要であると考えますが、このことについて市長の考えをお聞かせ願う。

の誘致の推進を図り、それを地域振興に繋げていくことについての堀内市長の考えをお聞かせ願う。

●2回目の市長答弁

まず、インターロッキング舗装についてであるが、店舗の魅力を高め、中心市街地としての賑わいを取り戻すことが最優先であると考えているので、中心市街地の賑わいを見定める中で、その費用対効果等も含め検討していく。

次に、道路拡幅等の施策についてであるが、イベント中の混雑期には、これまでと同様、車両の通行止め、一方通行等の交通規制により渋滞緩和策を講じていく。

次に、自力で登ることが困難な方々への対応についてであるが、イベント時には通行人の安全を考え、車両を通行止めにしていく。しかしながら、高齢者等の方々については、入口で申し出のあった場合には忠霊塔までの通行を許可し、また、将来的なリフト・ケーブルカー等の施設整備については、総合的な観点から関係機関とも協議する中で慎重に調査研究していく。

次に、総合的な整備方針についてであるが、今後においても山梨県、地元住民、関係団体等と連携を図り、周辺整備に向け鋭意取り組んでいく。

次に、民泊を含めた宿泊施設の充実に向けての対策についてであるが、「民泊」の営業基準を定める新法案が国において本年3月に閣議決定されており、新たな基準が明確化される時点を捉え、民泊への認識を高めるよう、まずは、広報やホームページ等で市民の皆様へ基準内容を周知していく。

また、法施行を踏まえ、民泊事業の起業に関心のある方々にも制度の活用を周知していく。併せて、山梨県観光推進機構においても、経営指導強化専門の部署が設置されたことから、当該機関とも連携する中で起業に向けた支援を行っていく。

次に、市民コンシェルジュ等の活動機会を設けることについてであるが、外国人旅行者のニーズへの対応やおもてなしの充実を図る観点から、通訳案内士登録事業を実施することにより、希望する方々の能力を活かした活動の充実を図っていく。

次に、多言語表示メニュー作成等の支援についてであるが、既に富士吉田商工会議所と連携し、市内飲食事業者を対象としてメニュー及びホームページの英語表記を行う取り組みに対し上限5万円補助率2分の1の事業を実施している。

次に、ふるさと納税についてであるが、体験型の返礼品としては、ハイヤーや大人数でも利用可能な貸切バスで市内を周遊できるブラ

ンなどが既に利用されている。

また、本年4月に行つたモニターツアーでは、地元ガイドが大変好評であり、今後においても事業者と連携する中で、寄附者の皆様との繋がりを大切に、「おもてなし」の充実を図っていく。

また、本市のふるさと納税においては、寄附をする際に寄附金の使い道を指定することが出来る。今後、多くの方々の御理解・御協力が得られるような特色ある施策を展開することで、より一層魅力発信に努めていく。

次に、各種スポーツ合宿誘致の推進等についてであるが、昨年7月には陸上競技日本代表短距離陣などが、本年5月には15人制ラグビー女子日本代表が、6月には7人制ラグビー女子日本代表が、それぞれ富士北麓公園運動場にて合宿を行つたところである。

こうした状況から、今後においては、二つの国際大会はもとより、各種スポーツ競技の合宿地として多くの方々にこの地を活用していただけるよう、これまで以上に情報発信していきたいと考えている。

また、これらのスポーツ振興並びに地域振興の推進については、ホストタウン実行委員会にお諮りする中で、本市を挙げた地域振興として推進するよう努力していきたいと考えている。

また、本市のふるさと納税においては、寄附をする際に寄附金の使い道を指定することが出来る。今後、多くの方々の御理解・御協力が得られるような特色ある施策を展開することで、より一層魅力発信に努めていく。

議案等の処理結果（6月定例会）（賛成○／反対●／欠席△／賛成討論者☆／反対討論者★）

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺孝夫	渡辺利彦	戸田元	及川三郎	渡辺幸寿	勝保米治	横山勇志	桑原守雄	小保光吉	渡辺貞治	秋山晃一	前田厚子	羽田幸寿	勝保大紀	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	渡辺大喜	審議結果
報告第2号	専決処分報告について（富士吉田市税条例の一部改正）	6/14報告	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第3号	専決処分報告について（富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正）	6/14報告	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第4号	専決処分報告について（富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）	6/14報告	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第5号	専決処分報告について（平成28年度富士吉田市一般会計補正予算第6号）	6/14報告	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第6号	専決処分報告について（平成28年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第2号）	6/14報告	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第7号	繰越明許費繰越計算書について（平成28年度富士吉田市一般会計予算）	6/14報告	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	報告
報告第8号	継続費繰越計算書について（平成28年度富士吉田市水道事業会計予算）	6/14報告	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	報告
議案第26号	富士吉田市個人情報保護条例及び富士吉田市情報公開条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第27号	町の区域及び名称の変更について	文教厚生	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第28号	富士吉田市農業委員会委員に占める認定農業者等の割合について	6/14即決	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第29号	平成29年度富士吉田市一般会計補正予算（第1号）	総務経済	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第30号	富士吉田市監査委員の選任について	6/28即決	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第31号	富士吉田市農業委員会委員の任命について	6/28即決	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第32号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	6/28即決	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第33号	人権擁護委員の推薦について	6/28即決	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
選任第1号	富士吉田市議会運営委員会委員の選任について	指名推薦	—	—	—	—	—	議長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	選任
選任第2号	富士吉田市議会常任委員会委員の選任について	指名推薦	—	—	—	—	—	議長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	選任
選挙第1号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙について	指名推薦	—	—	—	—	—	議長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	当選
選挙第2号	富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について	指名推薦	—	—	—	—	—	議長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	当選
選挙第3号	富士吉田市議会議長の選挙について	選挙	—	—	—	—	—	議長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	当選
選挙第4号	富士吉田市議会副議長の選挙について	指名推薦	—	—	—	—	—	—	議長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	当選

◎委員会に付託された議案等の内容については、“委員会の審査から”をご覧ください。
 ◎報告案件・即決案件の内容については、“報告案件・即決案件の内容”をご覧ください。